正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。）附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の十三第一項、第四十三条の十四第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条の十六第一項及び第七十六条の十七第一項	（略）	（略）
第四十二条第一項、第四十三条の十四第一項、第五十八条第一項、第七十五条第一項及び第七十六条の十七第一項	一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係	一　氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係 一の二　個人番号
（略）	（略）	（略）
第四十五条	（胎児出生の届出）	（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）
	第四十五条　障害年金の受給権者は、法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第二項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　障害年金証書の記号番号 三　子の氏名及び生年月日	**第四十五条**　障害年金の受給権者は、配偶者（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）又は子（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日

正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。）附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の十三第一項、第四十三条の十四第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条の十六第一項及び第七十六条の十七第一項	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第四十五条	（胎児出生の届出）	（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）
	第四十五条　障害年金の受給権者は、法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第二項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　障害年金証書の記号番号 三　子の氏名及び生年月日	**第四十五条**　障害年金の受給権者は、配偶者（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）又は子（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日